

## 災害等の影響による家計急変世帯を支援します！

### 大分県私立高校生等奨学給付金のご案内（県外高校）

#### 奨学給付金について

○大分県では、すべての意志のある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、生活保護世帯又は非課税世帯の保護者を対象に、私立高校生等奨学給付金を支給しています。（返還不要）

○災害等の影響のため、家計が急変し非課税相当と認められる世帯の保護者に対しても、奨学給付金を支給しています。

#### 1 対象となる世帯

- ① 保護者等（18 歳以上の生徒については、生計維持者。以下同じ。）及び ②高校生等について以下の要件をすべて満たす世帯に支給します。

##### 【①保護者等（親権者等）の要件】

- a 大分県内に住所を有していること。

※保護者等の一方が単身赴任等で県外在住の場合でも、大分県が生活の本拠である場合は支給対象となります。

- b 災害等の影響に起因する家計急変により以下に相当すること。

（全日制・定時制及び通信制）

保護者等全員の住民税所得割が非課税である

（専攻科）

保護者等（親権者等）全員の住民税所得割が非課税、保護者等（親権者等）全員の住民税所得割の合算額が 105,500 円未満、又は 264,500 円未満であり扶養する子が 3 人以上であること。

\* 申請書内に記載している「家計急変の状況がわかる書類（離職票や廃業届等）」「家計急変後の収入を証明する書類（会社作成の給与見込、税理士や公認会計士が作成した証明書等）」等の書類で確認します。

- c 生活保護法による生業扶助を受給していないこと。

##### 【②高校生等の要件】

- a 下記いずれかの私立学校に在学しており、就学支援金又は専攻科支援金の対象者であること。

- ・高等学校(全日制課程・定時制課程・通信制課程)および専攻科課程
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程又は各種学校のうち国家資格者養成課程を置くもの

## 2 奨学給付金の支給額について

- ・奨学給付金は、高校生等の属する世帯の状況に応じて、対象となる高校生等 1 人ごとに金額が異なります。一人当たりの年間支給額は下表のとおりです。
- ・7月1日までに家計が急変し、申請期日までに申請があった場合は年額を支給します。
- ・7月1日までに家計が急変し、申請期日を超えて申請があった場合、又は7月2日以降に家計が急変した場合は申請のあった月の翌月（申請日が月の初日の場合は当月）～令和8年3月までの月数分を支給します。

| 区分                                    |         | 支給額      |
|---------------------------------------|---------|----------|
| 非課税世帯                                 | 全日制     | 152,000円 |
|                                       | 通信制・専攻科 | 52,100円  |
| 住民税所得割が<br>105,500円未満                 | 専攻科     | 10,420円  |
| 住民税所得割が<br>264,500円未満で、<br>扶養する子が3人以上 | 専攻科     | 10,420円  |

＜例＞非課税に相当する世帯が、8月に家計急変し、9月に申請した場合

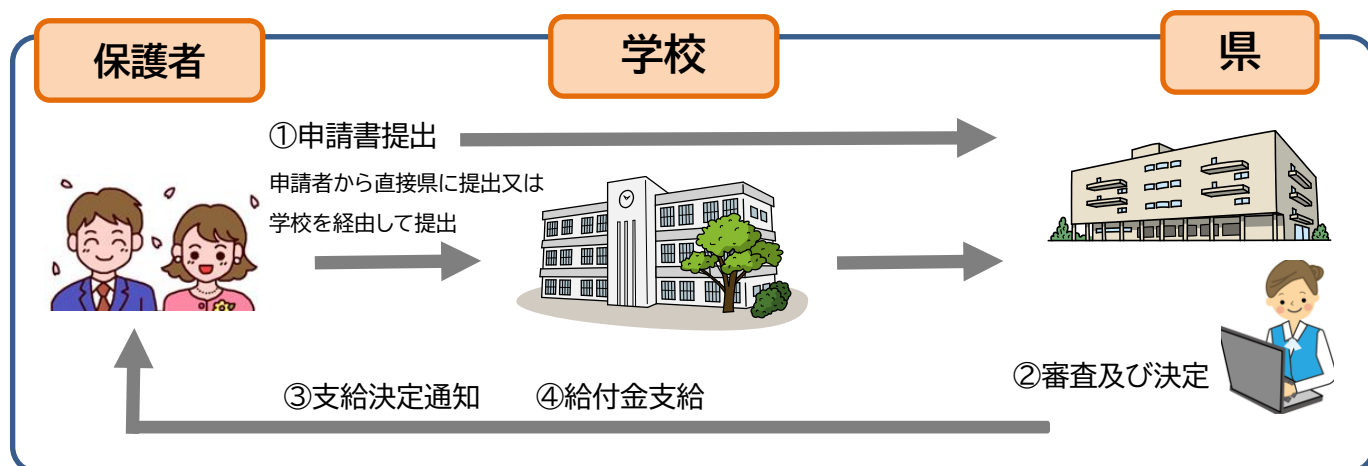
・・・10月～翌年3月（6か月分）を支給（152,000円 × 6か月 / 12か月 = 76,000円）

## 3 申請について

- ・申請書に従い、必要書類を提出してください。
- ・申請は随時受け付けますが、年度を超えて申請することはできません。
- ・令和7年4月1日までに家計急変した方で、令和7年度新入生については、年間支給額の一部の早期給付が可能です。（提出期限：6月30日）

※早期給付の時期・支給金額等については「大分県私立高校生等奨学給付金（新入生に対する一部早期給付）」をご確認ください。

## 4 奨学給付金の支給の流れについて（家計急変）



## 5 奨学給付金の受取りについて

奨学給付金は、申請の認定を受けた後、県から直接保護者等の口座に振込みます。

## 6 留意事項

- この奨学給付金は、返還の必要がありません。  
ただし、不正に受給した場合には、返還のうえ、刑罰が科されることがあります。
- 申請後、支給されるまでの間に家計の状況に変更があった場合（離職を原因として申請したが、その後再就職した等）は必ず申し出てください。  
※申し出がなかった場合、不正受給とみなされる場合があります。
- 対象高校生等が2人以上いる場合は、それぞれの在学する学校に必要書類を提出してください。
- 提出の際は、申請書に添付している案内等をよくお読みください。
- 今回の申請は令和7年度の家計急変世帯への支援についてのものです。通常の給付金については、別途お知らせします。

## 7 お問い合わせ先

大分県学事・私学振興課  
TEL：097-506-3079